

庄原市人権教育・啓発推進プラン

(人権尊重のまちづくり計画)

(案)

平成 19 (2007) 年3月 策定
令和 8 (2026) 年4月 改訂

庄 原 市
庄原市教育委員会

庄原市人権教育・啓発推進プラン

目 次

第1章 プラン策定の基本的な考え方

1. 基本理念 -----	1
2. 人権を取り巻く情勢 -----	2
(1) 國際的なこれまでの動き -----	2
(2) 国内(国・県)のこれまでの動き -----	2
3. プラン改訂の背景と趣旨 -----	4
4. プランの位置づけ -----	5

第2章 人権教育・啓発の推進方策

1. 普遍的な視点からの取組 -----	6
(1) 人権に関する基本的な知識の周知 -----	6
(2) 生命の尊重 -----	6
(3) 個性の尊重 -----	6
2. 各人権課題に対する取組 -----	8
(1) 女性 -----	8
(2) こども -----	9
(3) 高齢者 -----	9
(4) 障害者 -----	10
(5) 部落差別(同和問題) -----	11
(6) 外国人 -----	11
(7) 感染症 -----	12
① HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者等 -----	13
② その他の感染症 -----	13
(8) ハンセン病患者・元患者やその家族 -----	14
(9) 刑を終えて出所した人やその家族 -----	14
(10) 犯罪被害者やその家族 -----	15

(11) インターネット上の人権侵害 -----	15
(12) 性的マイノリティの人々 -----	16
(13) 震災等の災害に起因する人権問題 -----	17
(14) その他の人権問題 -----	17
① アイヌの人々 -----	17
② 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 -----	18
3. 多様な機会を通じた取組 -----	19
(1) 家庭・地域 -----	19
(2) 学校等 -----	19
(3) 企業・職場 -----	20

第3章 プランの推進

1. 市民・企業等との協働 -----	21
2. 国・県等行政機関との連携 -----	21
3. 職員研修の充実 -----	21
4. 推進体制の充実 -----	22
5. 実施計画の管理運営 -----	22

資料編

用語解説（本文中に※の表示がある用語） -----	24
---------------------------	----

参考資料

1. 世界人権宣言 -----	34
2. 日本国憲法（抄） -----	39
3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 -----	42
4. 庄原市人権推進審議会設置条例 -----	44
5. 庄原市人権尊重のまちづくり推進会議設置要領 -----	45

別冊　庄原市人権教育・啓発推進プランに基づく実施計画

第1章 プラン策定の基本的な考え方

1. 基本理念

人権とは、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と身体的及び精神的な自由を確保し、だれもが幸福な生活を営むために欠かすことのできない永久の権利です。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考え方のもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重しあい、その共存を図っていくことです。

すべての人々が平和で心豊かな社会生活を送るためにには、一人ひとりが社会の一員であることを認識し、常に相手の立場にたった行動ができる豊かな人間性と人権意識を育むことが重要です。

本市では、あらゆる差別と人権侵害のない市民社会の実現をめざした「人権尊重のまちづくり」の推進にあたっては、日本国憲法第13条・第14条の基本認識にたち、市民一人ひとりの人権確立への取組を充実するとともに、人権に伴う責任を自覚し、お互いの人権を尊重し合い、その共存を図っていくことを基本理念とします。

日本国憲法第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2. 人権を取り巻く情勢

(1) 国際的なこれまでの動き

国際的には、昭和 23 年（1948 年）、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言※」が国際連合（以下「国連」という。）で採択され、歴史上初めて国際的な人権保障の理念と基準が示されました。

その後、国連では「国際人権規約※」をはじめ、「人種差別撤廃条約※」、「女子差別撤廃条約※」、「子どもの権利条約※」など、人権に関する多くの条約などの採択及び発効が進められました。

また、「国際人権年※（昭和 43 年（1968 年））」、「国際婦人年※（昭和 50 年（1975 年））」、「国際児童年※（昭和 54 年（1979 年））」、「国際障害者年※（昭和 56 年（1981 年））」、「国際識字年※（平成 2 年（1990 年））」や「国際高齢者年※（平成 11 年（1999 年））」などの国際年の設定により、人権課題への世界的な関心が高められました。

平成 6 年（1994）年には、「人権教育のための国連 10 年※」の決議・採択及びこれを具体化するための「国連人権教育の 10 年行動計画※」の採択など、人権尊重への取組が推進されてきました。

また、「人権教育のための国連 10 年」の終了を受け、平成 16 年（2004 年）12 月、第 59 回国連総会において、「人権教育のための世界計画※決議」が採択され、人権教育・啓発は、人権文化を世界中に築く取組として、世界的な重要課題として位置づけられています。

21 世紀に入り、デジタル化の進展やグローバル化に伴い、インターネット上の人権侵害、性的指向・性自認に基づく差別の禁止など、新しい人権問題への対応が求められています。

(2) 国内（国・県）のこれまでの動き

国においては、昭和 22 年（1947 年）に基本的人権の尊重をうたった日本国憲法が施行されました。

わが国固有の人権問題である同和問題については、昭和 40 年（1965 年）の「同和対策審議会答申※」で「同和問題は人権問題である」と明確に位置づけられ、これに基づく同和行政が推進されてきました。

人権に関する諸条約では、女子差別撤廃条約（昭和 60 年（1985 年））、子どもの権利条約（平成 6 年（1994 年））、人種差別撤廃条約（平成 7 年（1995 年））などが順次批准され、国内法整備とともに人権保障体制の

充実が図られました。

「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9 年（1997 年）に「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」が策定され、さらに「人権教育啓発推進法※」、「男女共同参画社会基本法※」の制定、「人権教育・啓発に関する基本計画（第一次）」の策定など、人権教育・啓発の積極的推進を図る諸施策が打ち出されました。

近年では、SNS の登場やスマートフォンの普及などを背景とするインターネット上の人権侵害の深刻化、外国人や性的マイノリティ※への差別など、現代ならではの課題が増えてきました。

こうしたことを踏まえ、第一次基本計画が 23 年ぶりに全面的に見直され、令和 7 年 6 月、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が策定されました。

広島県においては、「広島県人権教育・啓発指針」が策定され、これに基づく実施計画として策定された「広島県人権啓発推進プラン」・「広島県人権教育推進プラン」により、人権教育・啓発への取組が推進されています。

3. プラン改訂の背景と趣旨

平成 18 年度の本プラン策定から 19 年が経過し、この間、社会情勢は大きく変化し、新たな人権問題が顕在化しています。外国人住民の増加に伴う多文化共生の課題、新型コロナウィルス感染症に関連した差別や偏見、インターネットや SNS*の普及に伴うネット上の誹謗中傷や個人情報の流出、性的マイノリティへの理解促進など複合的な課題への対応が求められています。

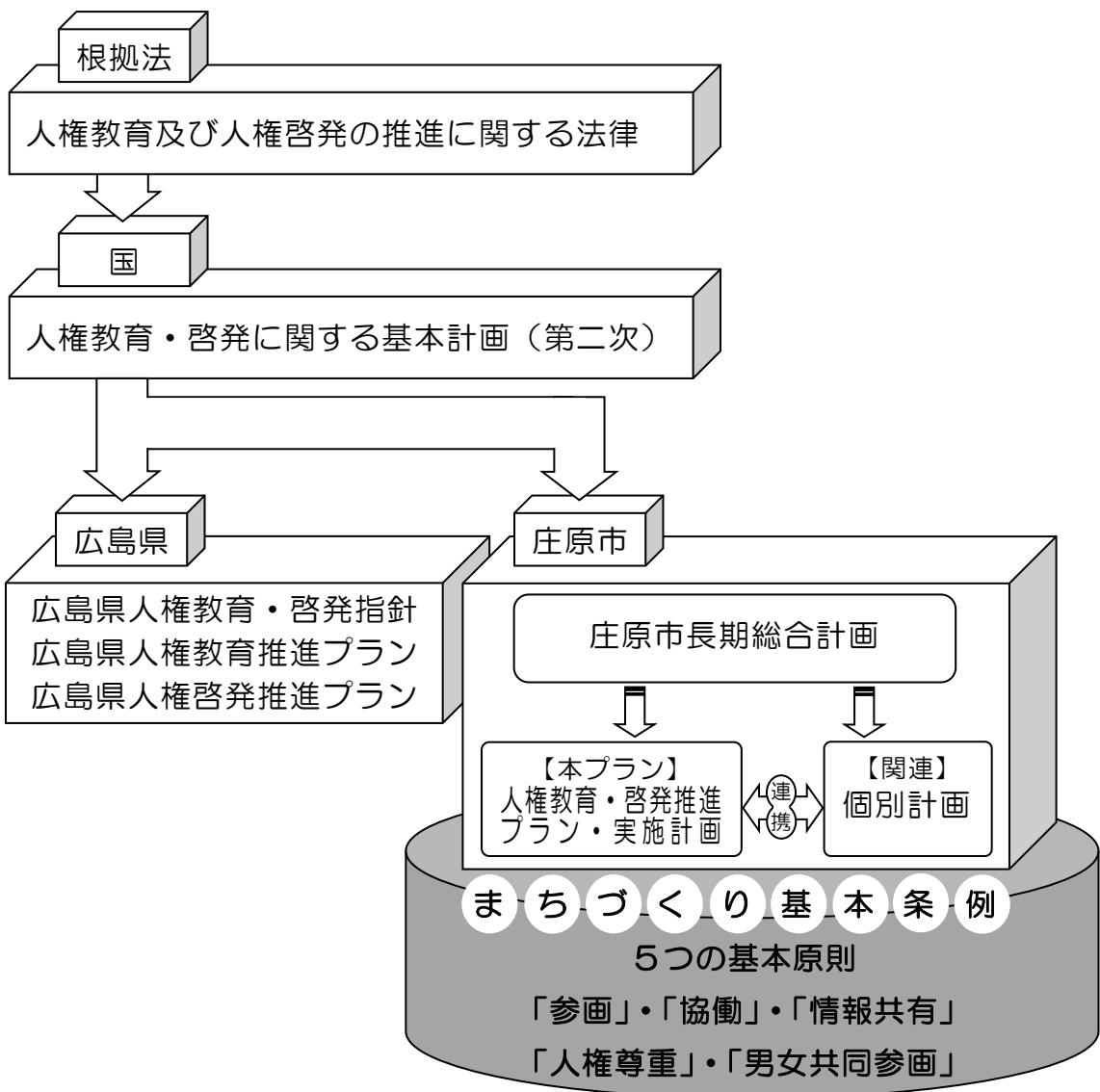
また、「障害者差別解消法*」「ヘイトスピーチ解消法*」「部落差別解消推進法*」の制定や「女性活躍推進法*」の改正など、人権に関する法制度も大きく進展しており、これらの変化に対応した取組が必要となっています。さらに、デジタル化の進展により、人権教育・啓発の手法も多様化しており、オンライン研修やデジタルコンテンツの活用など、時代に即した効果的な取組方法を検討する必要があります。加えて、人権問題の複雑化・多様化に対応するため、関係機関との連携強化や、当事者の声を反映した施策の推進が重要となっています。

このような背景を踏まえ、庄原市のすべての人の人権が尊重され、人権侵害のない市民社会の実現をめざし、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本計画として、また、同時に市民一人ひとりが人権尊重の精神を養い、人権擁護に関するさまざまな地域活動や社会活動を推進していくための指針として、「庄原市人権教育・啓発推進プラン（人権尊重のまちづくり計画）」の見直しを行うものです。

4. プランの位置づけ

本プランは「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定する、地方公共団体としての本市の責務を果たすための指針となるものです。

また、庄原市長期総合計画が目指すまちづくりにおける人権施策を推進するための基本理念や、人権教育・啓発に関する施策や取組の方向性を示すもので、庄原市まちづくり条例にもまちづくりの5つの基本原則の1つとして「人権尊重の原則」を掲げています。



第2章 人権教育・啓発の推進方策

1. 普遍的な視点からの取組

人権教育・啓発の推進にあたっては、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点を重視するとともに、市民の理解と共感を得るという視点から人権をめぐる社会情勢を踏まえた取組が重要です。

(1) 人権に関する基本的な知識の習得

令和4年（2022年）に内閣府が実施した世論調査によると、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度は、85.6%であり、平成29年（2017年）に実施された前回調査と比較して4.2ポイント増加しているものの、人権に関する基本的な知識や情報について、引き続き広く周知を図る必要があります。

このため、憲法をはじめとした人権にかかる国内法令や国際条約、あるいは人権に関する基本的な知識の習得を目的とした人権教育・啓発への取組を推進します。

(2) 生命の尊重

こどもや高齢者への虐待、ストーカー行為※、近隣でのトラブルなどに起因して簡単に人が殺傷される事件やいじめを苦にした児童・生徒の自殺などが続発していることが社会問題として取り上げられていますが、その要因の一つとして、人の生命を尊重する意識や自らの命を大切にする意識が薄れてきていることが指摘されています。

このため、生命の尊さ・大切さや他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような人権教育・啓発への取組を推進します。

(3) 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮や多くの人と同じ行動をすることで安心感を得る、いわゆる横並び意識の存在などが、安易な事なかれ主義に流れたり、人々を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面があります。

このため、異なる個性を前提とし、互いの違いを認め、尊重し合うこと

が大切であるということを訴えかける人権教育・啓発への取組を推進します。

2. 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発の推進にあたっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に関する知識や理解を深め、さらにはそれぞれの課題の解決に向けた取組が必要です。

(1) 女性

日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、性別により差別されないとされています。昭和 60 年（1985 年）に制定された「男女雇用機会均等法※」や平成 11 年（1999 年）「男女共同参画社会基本法」、平成 13 年（2001 年）「DV 防止法※」、平成 27 年（2015 年）「女性活躍推進法」が施行されるなど、男女が性別により差別されることなく、能力を十分に発揮できるような環境整備が進められています。また、令和 6 年（2024 年）には「困難女性支援法※」が施行され、性犯罪被害、家庭関係破綻や貧困等により生活上の困難に直面する女性への包括的な支援を行うことで、女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会の実現に向けた取組が推進されています。

県では、「広島県男女共同参画推進条例」が制定され、「わたしらしい生き方応援プランひろしま」及び「ひろしま DV 防止・被害者支援計画（第 4 次）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組が推進されています。

しかし、女性を取り巻く現状は、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為や職場におけるセクシュアル・ハラスメント※など、女性の人権を侵害し、社会に深刻な影響を及ぼす事件も多く発生しています。

庄原市においても男女共同参画に関するアンケート調査結果に同様の傾向が表れています。令和 3 年に「DV※を受けたことがある」と回答した女性が 6.2% でしたが、令和 7 年（2021 年）には 18.8% と、12.6 ポイント増加しています。

また、家庭や地域、職場等においてアンコンシャス・バイアス※による役割分担意識が根強く残っていることなど、多様な分野において多くの課題があります。

こうした状況を踏まえ、本市では、「庄原市男女共同参画プラン」を策定し、家庭・学校・職場・地域など、あらゆる場において、性別にとらわれることなくすべての人がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮することができるよう、取組を推進します。

(2) こども

こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法※」や「児童憲章※」、「教育基本法※」などにおいて、その基本原理ないし基本理念が示されています。

こうした国内の法制度に加え、平成6年（1994年）に「子どもの権利条約」を批准しました。この条約では、「子どもを保護の対象としてではなく自らが権利を持つ主体であり、権利や自由を尊重すること」がうたわれています。

その後、「子ども・若者育成支援推進法※」、「いじめ防止法※」、「児童ポルノ禁止法※」など、こどもに関する法整備が進められました。

令和5年（2023年）4月に施行された「こども基本法※」は、「子どもの権利条約」を踏まえて策定された国内法という位置づけであり、基本理念として「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」と規定されています。

しかしながら、こうした法整備にもかかわらず、少年非行の低年齢化や、いじめ、不登校などの問題は急増しており、さらにはインターネット上における児童ポルノの氾濫や児童売買春等の犯罪も発生しています。また、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数も増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶ちません。

こうした状況を踏まえ、県では、「広島県青少年健全育成条例」や「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（令和7～11年度）」を策定し、子どもの健全育成に取り組んでおり、本市においても、「みんなで応援 すくすく庄原っ子～“こどもまんなか”ずっと住み続けたいと実感できるまち～」を基本理念として、令和7年（2025年）3月に、「庄原市みらい子どもプラン」を策定し、諸施策を推進しています。

核家族化の進行や子育てを取り巻く環境の変化等により、孤立感や育児への不安など、子育てについて悩みをもつ保護者は多くなっています。

子育てを単に家庭の問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として考えしていくとともに、子どもの最善の利益を守るために、市民一人ひとりが子どもの人権について考え、行動していくための取組を推進します。

(3) 高齢者

わが国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、高齢化が急速に進んでおり、65歳以上の人口は令和6年（2024年）10月1日現

在で 3,624 万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は 29.3%となりました。さらに、わが国の高齢化率は、団塊の世代※が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）に 29.6%、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）には 34.8%と、今後も上昇を続けることが見込まれています。

国では、平成 7 年（1995 年）12 月に「高齢社会対策基本法」が施行されました。

また、高齢者の介護を社会全体で支える「介護保険制度」や、高齢者の虐待防止や虐待の早期発見等を目的とした「高齢者虐待防止法※」、認知症などにより判断能力が十分でない人を法的に保護し、支援する「成年後見制度」、認知症の人々が希望を持って生活できるようにすることを目的とした「認知症基本法※」など、高齢者の権利や財産を守る取組が進められています。

県では、「第9期ひろしま高齢者プラン」や「第2期広島県地域福祉支援計画」を策定しさまざまな取組を推進しています。

本市における 65 歳以上の人口は、令和 7 年（2025 年）7 月末現在で、13,744 人と市の総人口の 44.9%に達し、一人暮らしの高齢者も 3,936 人となっており、生活支援や介護を必要とする人も増えてきています。

こうした状況を踏まえ、本市では、「“あんしん”が実感できるまち」を基本理念として、令和 6 年（2024 年）3 月に、「第9期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、すべての高齢者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができるよう、諸施策を推進します。

（4）障害者

昭和 56 年（1981 年）の「国際障害者年」を契機として、国際的に障害者の「完全参加と平等」の実現をめざしたさまざまな取組が進められ、国では、平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものである」という理念のもと、地域社会における共生、差別の禁止等の基本原則が規定されました。

さらに「障害者虐待防止法※」、「障害者総合支援法※」、「障害者差別解消法」など、国内法を整備するとともに、平成 26 年（2014 年）に「障害者権利条約※」を批准しました。

令和 5 年（2023 年）には「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障

害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しています。

県では、「第5次広島県障害者プラン」を策定し、障害者の自立や社会参加の支援等に取り組んでいます。

本市では、令和6年（2024年）3月に「第4期庄原市障害者福祉計画（第7期庄原市障害福祉計画・第3期庄原市障害児福祉計画）」を策定し、「“あんしん”が実感できるまち」という将来像を実現するため、今後の障害者施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

障害者の人権が尊重され、主体性・自主性をもって日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害や障害者への正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

（5）部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であるとともに、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題で、わが国固有の重大な人権問題です。

この問題の解決に向けて、国は、地方公共団体と共に昭和44年（1969年）から33年間、特別措置法に基づき地域改善対策を行ってきました。本市においても、部落差別（同和問題）に関する偏見や差別意識を解消し、早期解決を目指した取組を推進してきました。その結果、住環境基盤整備等については、おおむねその目的を達成したことから、平成13年（2001年）度末の「地対財特法※」の失効に伴い、特別対策を終了し、一般施策の中で対応することとされました。

しかしながら、差別落書きやインターネット上に差別を助長するような内容の書き込み等がなされるといった事案が発生しており、平成28年（2016年）に部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別解消推進法」が施行されました。

こうした状況を踏まえ、本市では、市民一人ひとりが部落差別（同和問題）について、偏見や差別意識を解消するため、正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

（6）外国人

本格的な国際化社会を迎え、諸外国との交流はますます拡大傾向にあり、本市においても、外国人住民が年々増加しています。

わが国に在留する外国人は、令和7年6月末現在で約396万人であり、過去最高となっています。

本市の令和7年（2025年）6月末時点の外国人は、573人で、5年前（令和2年6月末）と比較して135人増加しており、現在その国籍は25カ国にのぼります。

こうした状況のもとでは、国籍や民族を問わず、すべての人の人権を尊重し、多様な文化・生活習慣等を理解し、お互いに認め合うことが求められますが、外国人に対する就労や結婚に際しての差別をはじめ、子どもの教育などのさまざまな問題が生じています。

近年では、特定の民族や地域的出身など、本人の意思では変更困難な属性を理由として、その属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ^{*}を伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなど、ヘイトスピーチが社会問題化し、平成28年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

しかしながら、一部の地域やインターネット上のヘイトスピーチも後を絶たないほか、選挙運動や政治活動等に名を借りたヘイトスピーチも問題となっており、ヘイトスピーチが多様化している状況が見られます。

また、平成29年（2017年）に施行された「技能実習法^{*}」では、技能実習生に対する人権侵害について禁止規定が設けられ、違反に対する罰則が規定されました。

こうした状況を踏まえ、本市では、市民一人ひとりが異なる文化や生活習慣等について理解を深め、市内に居住する外国人も地域の一員としていきいきと暮らしていくことができる取組を推進します。

（7）感染症

医学的にみて誤った知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者等や家族に対するさまざまな人権問題が生じております、国においては、平成11年（1999年）に「感染症法^{*}」を制定し、感染症の患者等の人権を保護するよう規定しています。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が必要であるということはもちろん、それとともに感染症の感染者、患者や回復者、家族等に対する偏見や差別意識の解消など人権に関する配慮を欠かすことはできません。

① H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者等

H I V*感染者やA I D S*患者に対する偏見や差別意識の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否、就職時の採用拒否や職場解雇等、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって表れています。

わが国のH I V感染者及びA I D S患者の累積報告数は、令和5年（2023年）末時点では、35,381件（H I V感染者24,532件、A I D S患者10,849件）でした。平成25年（2013年）のピーク時から減少傾向にありましたが、令和5年（2023年）のH I V感染者年間新規報告数は7年ぶりに増加し、A I D S患者年間新規報告数は3年ぶりに増加しました。

H I Vは、感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってA I D Sの発症を遅らせたり、症状を緩和させることが可能になってきています。

こうした状況を踏まえ、本市では、H I V感染者等に対する偏見や差別意識をなくすために、広く市民に正しい情報を提供するなど、取組を推進します。

② 他の感染症

近年、地球規模での開発の進展により、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会が増加しており、未知の感染症との接点が増大しています。

令和2年1月に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）は、世界的な規模で大流行し、感染拡大を防止するために国から不要不急の外出自粛の要請が行われるなど、社会生活に大きな影響を与えました。

目に見えない未知のウイルスに対する不安やストレスから過剰な防衛反応が生まれ、感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者等に対する誹謗中傷や偏見、差別等の人権問題が発生しています。

こうした状況を踏まえ、本市では、市民一人ひとりが感染症について、正しい情報や知識を得るために取り組みます。

(8) ハンセン病患者・元患者やその家族

ハンセン病※は、治療方法が確立し治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために差別と偏見があり、この結果、患者等の人権を侵害し社会復帰を困難なものにしています。

平成 8 年（1996 年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、強制隔離政策は終了しましたが、療養所入所者の多くは、長期間にわたる強制隔離政策等により、家族や親族との関係を絶たれ、加えて入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況です。

平成 13 年（2001 年）に、国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」に対し、国の責任を認める判決が言い渡されたことにより、ハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされ、患者等の権利回復の措置が図られつつあります。

また、令和元年 6 月には、患者・元患者の家族が偏見や差別の被害等を訴えた「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」に対し、国の責任を認める判決が言い渡された、患者・元患者のみならず、家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在していたことが認めされました。

こうした状況を踏まえ、本市では、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別意識の解消に向け、広く市民に正しい情報を提供するなど、取組を推進します。

(9) 刑を終えて出所した人やその家族

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなど、現実は厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な日常生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲はもちろんのこと、家族、職場、地域社会の周囲の人々の理解と協力が必要です。

国では、平成 28 年（2016 年）に施行された「再犯防止推進法※」に基づき、令和 5 年（2023 年）3 月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されています。

県では、「広島県地域福祉計画」や「広島県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等の円滑な社会復帰等に取り組んでいます。

本市では、令和 4 年（2022 年）4 月に「第 3 期庄原市地域福祉計画」において「庄原市再犯防止推進計画」を策定しています。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識を解消し、そ

の社会復帰に資するための取組を推進します。

(10) 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者等は、犯罪行為による直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷等により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。

国では、平成 16 年（2004 年）に、犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び国が地方公共団体の責務や実施する施策への国民の協力責務を規定した「犯罪被害者等基本法※」が制定されました。

県では、「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクションプラン」を策定し、犯罪被害者等の人権擁護に取り組んでいます。

本市では、平成 30 年（2018 年）3 月に制定された庄原市犯罪被害者支援条例に基づき犯罪被害者に対する支援を行うとともに、市民一人ひとりが犯罪被害者等のおかれた状況を正しく理解し、尊重されるよう、取組を推進します。

(11) インターネット上の人権侵害

世界中で多くの人が利用し、巨大な情報通信手段となっているインターネットは、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、偏見や差別を助長したりするような情報を発信又は拡散するなど、人権にかかわる問題が数多く発生しています。

また、小学生・中学生等の青少年のインターネットの利用が増加しており、SNS 等を利用した誹謗中傷など子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。さらに、いわゆるリベンジポルノ等による被害も発生します。

このような社会問題を背景に、私的に撮影された性的画像を公表する行為等に対する罰則等を規定した「リベンジポルノ防止法※」が平成 26 年（2014 年）11 月に施行されたほか、令和 4 年（2022 年）7 月に施行された「刑法等の一部を改正する法律」では侮辱罪の法定刑が引き上げられました。

さらに、令和 7 年（2025 年）4 月に「情報流通プラットフォーム対処法※」が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対して、匿名加害者の情報開示の手続きが簡易・迅速になりました。

本市では、インターネットの利用をはじめ情報化が急激に進展するなかで、他人の人権を侵害しないよう配慮し、個人の名誉・プライバシーの保

護に関する正しい理解を深めるための取組を推進します。

(12) 性的マイノリティの人々

性的マイノリティとは、同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人のことをいいます。「セクシャルマイノリティ」や「性的少数者」ともいいます。最近では、Lesbian（レズビアン：女性の同性愛者）、Gay（ゲイ：男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：身体の性と心の性が一致しない状態やどちらの性別にも違和感を持つ状態の人）、Queer／Questioning（クィア：性的指向が異性愛に限らない人、身体と心の性自認が一致しない人／クエスチョニング：自身の性自認や性的指向が定まっていない状態の人、または敢えて決めない人）や+（プラス：アセクシュアル（他者に恋愛感情や性的関心を抱かない人）、パンセクシュアル（あらゆる性別の人々に恋愛感情や性的関心を抱く人）などの頭文字をとって、「LGBTQ+」とも呼ばれています。

性について考えるとき、人の性は単純に「男性」、「女性」の2種類に分けられるものではなく、「からだの性（生物学的性）」、「こころの性（性自認）」、「好きになる性（性的指向）」、「表現する性（性別表現）」の区分けがあることは認知されつつありますが、性的指向が異性に向いている人（異性愛）や、出生時の性と自認する性が一致する人（シスジェンダー）が多数派とされるなか、性的マイノリティの人への偏見や差別意識が存在しています。

こうした中、国では性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるということから令和5年（2023年）6月に「LGBT理解増進法※」が施行されました。

県においても、「広島県男女共同参画基本計画わたしらしい生き方応援プランひろしま」において、性の多様性について県民の理解の促進と性的指向に・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくりを推進しています。

本市においては、令和6年（2024年）4月に、性的マイノリティの困りごとや生きづらさの軽減、性の多様性等について、社会的理解を促進するため、「庄原市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。「性のあり方」は個人の尊厳にかかわる大切な問題です。一人ひとりの性の多様性を認め合い、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消に向け、広く市民に正しい情報を提供するなど取組を推進します。

(13) 震災等の災害に起因する人権問題

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらした未曾有の大災害となり、被災者の避難生活が長期化する中、避難所等では、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等への配慮や避難者のプライバシーの確保等が問題となりました。

また、この地震に伴う津波により、東京電力福島第一原子力発電所において発生した原子力事故で避難された人々対し、根拠のない噂による偏見や差別が発生しました。

国は、東日本大震災や平成 28 年（2016 年）の熊本地震、令和 6 年（2024 年）の能登半島地震など、過去の災害を教訓として、「災害対策基本法」や「防災基本計画」を隨時見直し、避難所等における生活環境改善やプライバシーの確保、災害時における要配慮者への支援等、各種施策の展開を図っています。

本市においては、平成 17 年 6 月に「庄原市地域防災計画」を策定し、国の「防災基本計画」や県の「広島県地域防災計画」を踏まえ、毎年度見直しています。

「庄原市地域防災計画」に基づき、国や県の施策等も踏まえ、高齢者や障害者等の要支援者への支援やプライバシーの確保に配慮した避難所運営等に努めるほか、災害時における人権への関心と認識を深めるための取組を推進します。

(14) その他の人権問題

① アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史のなかでは、当時の和人^{*}との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有しています。

アイヌの人々の経済状況や生活環境等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策^{*}の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

令和元年（2019 年）に施行された「アイヌ施策推進法^{*}」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合

的かつ継続的に実施するための支援措置等が規定されています。

こうした状況を踏まえ、本市では、アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消するため、アイヌの人々の歴史や文化・伝統等について正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

② 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

1970 年代から 1980 年代にかけて、多くの日本人がその意思に反して北朝鮮に連れ去られました。平成 14 年（2002 年）9 月の日朝首脳会談により 5 名の拉致被害者が帰国しましたが、その他の拉致被害者は未だに帰国が実現していません。

日本政府は 17 名を拉致被害者として認定していますが、拉致の可能性を排除できない行方不明者は 871 名にのぼります。

国では、平成 18 年（2006 年）6 月に、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図るため「北朝鮮人権侵害対処法※」が施行されました。

本市では、拉致認定の有無にかかわらず、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向け、広く市民に正しい情報を提供するなど取組を推進します。

この他にも、ホームレスに対する偏見や差別、人身取引（性的サービスや労働の強要等）、ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別等、さまざまな人権問題が存在します。

伝統的な風習や慣習の中には、合理的な理由がないにもかかわらず、日常生活に深く浸透しているものもあり、無意識のうちに偏見や差別を助長していることがあります。

人権問題が複雑化・多様化するなかで、他人の人権を侵害しないよう配慮し、正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

また、社会情勢の変化等により新たに生じる人権問題等、その解決に向けた取組を検討します。

3. 多様な機会を通じた取組

人権教育・啓発の推進にあたっては、社会のあらゆる場で人権尊重の意識が根付き、人々がさまざまな人権問題に対する知識を身につけ、人権の大切さについて共通の認識を育てるという観点から、家庭・地域・学校・職場等、さまざまな場や機会を通じて、あらゆる人権課題に対する正しい知識や認識を深め、人権問題を直感的に捉える感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が身につくよう、取組を推進します。

また、各人権課題はそれぞれ単独で存在しているわけではなく、人々が差別や人権侵害により自己実現・社会参画が困難な状況におかれる背景には、さまざまな人権課題が重なり合って存在しているため、各人権課題を踏まえたうえで、総合的な取組が必要です。

さらに、社会の複雑化、価値観の多様化等に伴い、新たな視点にたった人権教育・啓発の必要性も生じてきています。

(1) 家庭・地域

地域住民が相互の人権を尊重し、市民一人ひとりの積極的な取組が家庭・地域において促進され、日常生活のなかに定着していくよう、多様な学習機会の充実を図る必要があります。

推進にあたっては、身近なテーマの選定や学習方法を工夫することにより、引き続き学習会や講演会等の充実と幅広い年齢層を対象とした参加促進に努めるとともに、家庭や地域の教育力の向上を図るために、PTAや自治振興区等との連携を強化し、地域における人権啓発リーダーの育成と自主的研修を支援する取組を推進します。

加えて、各世代でお互いの人権問題への理解が深まるよう、世代間交流や体験活動を推進します。

また、家庭教育や地域啓発に関する情報提供や家庭内暴力、子育て・高齢者問題等に対する相談体制の整備・充実に努めます。

(2) 学校等

児童生徒の発達段階に即しながら学習指導要領に示されている各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促し、お互いの個性を認め合い、それが日常生活に活かされるとともに、児童生徒がそれぞれ一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にする取組を推

進する必要があります。

推進にあたっては、学校等の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について正しい理解と認識を深めていき、保育所・認定こども園・幼稚園や学校生活のなかで人権の大切さを実感できるような発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、保護者や地域住民も、共にこどもたちを育てるという視点で取り組みます。

また、教育や保育に携わる人が豊かな人権感覚を身につけ、こどもたちに接することが大切であり、そのため、教職員・保育士等の人権感覚や資質向上を目的とした研修・研究機会の拡充に努めます。

(3) 企業・職場

企業は、社会の一員として、人権を尊重する社会的責任（CSR）を果たすことが求められており、市内の企業や事業所においては、自主的かつ継続的な啓発活動の推進を図る必要があります。

推進にあたっては、経営者及び従業員の人権に対する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、企業や事業所における人権啓発リーダーの育成及び企業単位、職場単位の自主的研修の充実と学習支援に取り組みます。

第3章 プランの推進

1. 市民・企業等との協働

人権と差別にかかわる問題の解決は、行政の課題であると同時に、市民一人ひとりの課題として、「市と市民の協働による人権尊重のまちづくり」をめざすことが重要です。

人権の確立や差別の解消に向けた取組は、行政だけでは実施できるものではなく、市民や民間団体、企業等、より多くの参加・参画と相互の協力によって推進されなければなりません。

人権教育・啓発に関する施策の主体は市民一人ひとりであり、自治振興区や自治会等の地域活動を行う団体・NPO*やボランティア団体等の市民活動団体・民間企業と行政が、それぞれの責任と役割を分担しながら、連携、協力し合う協働のまちづくりを進めることにより、自主的・主体的な人権教育・啓発活動の充実を図ります。

2. 国・県等行政機関との連携

国や県等の関係行政機関との連携・協力を図り、人権に関する情報の収集・提供に努めるとともに、効果的な教育・啓発を行います。

また、県北3市と広島法務局及び人権擁護委員協議会で構成している「三次・庄原地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との連携・協力により、広域的な啓発活動の推進を図ります。

3. 職員研修の充実

職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけて施策の推進にあたることが重要であり、それぞれの職場において研修等の取組は不可欠です。

また、それぞれの職員がその職務内容に応じて人権尊重の視点に立って職務を遂行するよう努めるとともに、一層の人権意識の醸成を図るため、職員研修の充実を図ります。

4. 推進体制の充実

本プランの推進にあたっては、それぞれの部署がその担うべき役割を踏まえたうえで、関係機関・団体等との緊密な連絡調整を図るとともに、人権尊重のまちづくり推進のための諮問機関である「庄原市人権推進審議会」の審議結果も踏まえ、全庁的な取組を推進します。

また、国内外の動向や社会経済情勢の変化に応じた施策を適切・的確に推進するため、庁内に組織する「庄原市人権尊重のまちづくり推進会議」において、人権尊重のまちづくりに関する施策の総合的な推進及び調整を図ります。

5. 実施計画の管理運営

本プランの実行性を高めるために、人権尊重のまちづくり推進会議及び人権推進審議会において、実施計画の取組実績の報告及び人権尊重のまちづくりに向けた施策について協議を行い、総合的かつ効果的な管理運営を行います。

資料編

— 用語解説（50 音順） —

用語	解説
----	----

〈ア行〉

アイヌ施策推進法 (令和元年(2019年)5月施行)	正式名称は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」 法律として初めてアイヌ民族を「先住民族」と明記し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を図り、アイヌ文化の振興と伝承を推進することを目的とする。
アンコンシャス・バイアス	無意識の偏ったものの見方、思い込みのこと。「無意識の偏見」「無意識の思いこみ」ともいわれる。
いじめ防止法 (平成25年(2013年)9月施行)	正式名称は「いじめ防止対策推進法」 いじめの防止、早期発見・対処を図り、子どもが安心して学習やその他の活動に取り組めるようにすることを目的とする。

〈カ行〉

感染症法 (平成11年(1999年)4月施行)	正式名称は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 感染症の予防と感染症患者に対する医療を確保し、公衆衛生の向上・増進を図ることを目的とする。 患者の人権への配慮規定も設けられた。
北朝鮮人権侵害対処法 (平成18年(2006年)6月施行)	正式名称は「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする。
技能実習法 (平成29年(2017年)11月施行)	正式名称は「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」 外国人技能実習制度の基本法。技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた国際協力を推進することを目的とする。
教育基本法 (平成18年(2006年)12月施行)	教育の目的及び理念を定め、教育の機会均等と義務教育の無償制を確立し、人格の完成を目指すことを目的とする。

用語	解説
<力行>	
高齢者虐待防止法 (平成 18 年 (2006 年) 4 月施行)	<p>正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」</p> <p>高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持にとって、虐待を防止することが極めて重要であることを鑑み、高齢者に対する虐待防止のほか、国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p>
国際高齢者年	<p>国際連合（以下「国連」という。）が平成 11 年（1999 年）に設定した国際年</p> <p>高齢者の尊厳と社会参加を促進し、「すべての世代のための社会の実現を目指す」をテーマに世代間の連帯を強化することを目的とする。</p>
国際識字年	<p>国連が平成 2 年（1990 年）に設定した国際年</p> <p>世界的な識字率の向上を目指し、識字の必要性を広めることで、すべての人が読み書きの能力を身につけ、もって人間開発と社会発展を促進することを目的とする。</p>
国際児童年	<p>国連が昭和 54 年（1979 年）に設定した国際年</p> <p>昭和 34 年（1959 年）に国連で採択された「児童権利宣言」の採択 20 周年を記念し、制定</p> <p>児童の福祉向上と権利の保護を世界的に推進し、児童の健全な発達を支援することを目的とする。</p>
国際障害者年	<p>国連が昭和 56 年（1981 年）に設定した国際年</p> <p>障害者の社会参加と平等な機会の実現を目指し、「完全参加と平等」をテーマに障害者の権利と尊厳を確立することを目的とする。</p>
国際人権規約	<p>昭和 41 年（1966 年）に国連総会で採択され、昭和 51 年（1976 年）に発効。日本は昭和 54 年（1979 年）に批准（一部留保）した。</p> <p>世界人権宣言を補強するもので、基本的人権を国際的に保護するための条約</p> <p>「社会権規約（A 規約）」と略される「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「自由権規約（B 規約）」と略される「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の 2 つから構成される。</p>

用語	解説
<力行>	
国際人権年	<p>国連が昭和 43 年（1968 年）に設定した国際年</p> <p>昭和 23 年（1948 年）に国連で採択された「世界人権宣言」の採択 20 周年を記念として制定</p> <p>人権の重要性を世界的に認識させ、人権教育と啓発を推進することを目的とする。</p>
国際婦人年	<p>国連が昭和 50 年（1975 年）に設定した国際年のひとつである。</p> <p>女性の地位向上と男女平等の実現に向けた国際的な取り組みを促進し、女性の社会参加と権利の確立を目的とする。</p>
国連人権教育の 10 年行動計画	<p>ウィーン世界人権会議で平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までを「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、「人権教育のための国連 10 年」を具体的に実施するため 5 つの基本目的からなる行動計画を策定</p>
子ども・若者育成支援推進法 (平成 22 年（2010 年）4 月施行)	子ども・若者の健全な育成と社会参加を促進し、困難を抱える子ども・若者への支援を総合的に推進することを目的とする。
こども基本法 (令和 5 年（2023 年）4 月施行)	子どもの権利を包括的に保障し、子どもの最善の利益を第一に考慮した政策を推進することを目的とする。
子どもの権利条約	<p>正式名称は「児童の権利に関する条約」で、平成元年（1989 年）に国連総会で採択され、平成 2 年（1990 年）に発効。日本は平成 6 年（1994 年）に批准した。</p> <p>18 歳未満のすべての者を対象に、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等を包括的に定めた条約</p> <p>この条約は、すべての子どもを差別しないこと（差別の禁止）、子どもにとって何が一番良いかを常に優先すること（子どもの最善の利益）、子どもが生き、成長し、発達する権利を持つこと（生命、生存及び発達に対する権利）、そして子ども自身が意見を表明し、それが尊重されること（子どもの意見の尊重）という 4 つの基本原則に基づき、子どもたちが権利を持つ主体として健やかに成長できるよう、国際社会にその実現を求めている。</p>
困難女性支援法 (令和 6 年（2024 年）4 月施行)	正式名称は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 貧困や家庭内暴力等の困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、かつ、自立に向けて切れ目のない包括的な支援を行うことを目的とする。

用語	解説
〈サ行〉	
再犯防止推進法 (平成28年(2016年)12月施行)	正式名称は「再犯の防止等の推進に関する法律」 再犯防止等の推進により、犯罪をした者等の社会復帰を促進し、安全・安心な社会の実現を目的とする。
児童憲章	児童の人権と健全な発達を保障し、すべての児童の幸福を図ることを目的とする。 昭和26年(1951年)5月に制定
児童福祉法 (昭和22年(1947年)12月施行)	すべての児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されることを保障し、児童の福祉を図ることを目的とする。
児童ポルノ禁止法 (平成26年(2014年)7月施行) 【第2次改正】	正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 平成11年(1999年)に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を改正し、児童買春と児童ポルノに係る行為等を規制、処罰し、児童の権利を保護することを目的とする。
障害者虐待防止法 (平成24年(2012年)10月施行)	正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 障害者に対する虐待が、障害者の尊厳を害するものであり、その自立及び社会参加にとって、虐待を防止することが極めて重要であることを鑑み、家庭・福祉施設・職場等における障害者に対する虐待の防止のほか、国等の責務、虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。
障害者権利条約	正式名称は「障害者の権利に関する条約」で、平成18年(2006年)に国連総会で採択され、平成20年(2008年)に発効。日本は平成26年(2014年)に批准した。 障害者的人権と基本的自由の享有を確保し、障害を理由とする差別を禁止するために取り組むべきことを定めた条約。この条約は障害者団体も参加して作成された。
障害者差別解消法 (平成28年(2016年)4月施行)	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的とする。

用語	解説
〈サ行〉	
障害者総合支援法 (平成 25 年(2013 年) 4 月施行)	<p>正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」</p> <p>平成 25 年(2013 年) 4 月から「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、障害者が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な支援を総合的に行うこととする。</p> <p>平成 25 年(2013 年) から、一定の難病がある人も対象に加え、平成 26 年(2014 年) 4 月から、重度訪問介護の対象者の拡大などが実施された。</p>
情報流通プラットフォーム対処法 (令和 7 年(2025 年) 4 月施行)	<p>正式名称は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」</p> <p>平成 14 年(2002 年) に施行された「プロバイダ責任制限法」を改正し、インターネット上の誹謗中傷や権利侵害に対する被害者救済と情報流通の健全化、プロバイダ等の免責を図ることとする。</p>
女性活躍推進法 (平成 27 年(2015 年) 9 月施行)	<p>正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」</p> <p>女性が職業生活において活躍できる環境を整備し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>一定規模の企業は、女性の活躍を推進するための行動計画を策定し公表が義務化されている。</p>
女子差別撤廃条約	<p>正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」で、昭和 54 年(1979 年) に国連総会で採択され、昭和 56 年(1981 年) に発効。日本は昭和 60 年(1985 年) に批准した。</p> <p>女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、男女の完全な平等の達成実現に貢献することを目的とする。</p>
人権教育啓発推進法 (平成 12 年(2000 年) 12 月施行)	<p>正式名称は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」</p> <p>人権尊重の緊要性に関する認識の高まりや、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務として位置づけ、人権尊重社会の実現を目的とする。</p>

用語	解説
----	----

〈サ行〉

人権教育のための国連 10 年	平成 6 年（1994 年）12 月に国連総会において決議され、期間は、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間 人権に対する世界的な規模での理解を深め、各国において人権という普遍的文化が構築されることを目指とし、国内行動計画の策定や人権教育の推進に取り組むことが求められた。
人権教育のための世界計画	平成 16 年（2004 年）に国連総会によって決議された計画 「人権教育のための国連 10 年」の後継として、継続的かつ段階的な人権教育の推進を図り、すべての人が人権を理解し実践できる社会の実現を目的とした計画。第 1 段階（平成 17 年（2005 年）～平成 19 年（2007 年））から、現在第 5 段階（令和 7 年（2025 年）～令和 11 年（2029 年））が開始されている。
人種差別撤廃条約	正式名称は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」で、昭和 40 年（1965 年）に国連総会で採択され、昭和 44 年（1969 年）に発効。日本は平成 7 年（1995 年）に加入した。人種、皮膚の色、世系、民族的・種族的出身に基づく差別を撤廃し、人種間の理解を促進することを目的とする。
ストーカー行為	同一の者に対して、恋愛感情等その他的好意の感情またはそれが満たされなかつことに対する怨念の感情を充足する目的で付きまとうなど、身体の安全、住居の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること
性的マイノリティ	同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障害者など、性的少数者を総称することば
世界人権宣言	昭和 23 年（1948 年）に国連総会で採択 人間の基本的人権と自由を尊重し、確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を国際的に初めて宣言した世界宣言
セクシュアル・ハラスメント	職場などで行われる、相手が望まない性的な言動のこと 相手は異性だけに限らず、同性同士でも起こることがある。

〈タ行〉

団塊の世代	昭和 22 年～24 年（1947 年～1949 年）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代
-------	--

用語	解説
----	----

〈タ行〉

男女共同参画社会基本法 (平成11年(1999年)6月施行)	男女が社会の対等な構成員として、男女の人権が尊重され、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することを目的とする。
男女雇用機会均等法 (昭和61年(1986年)4月施行)	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」 昭和47年(1972年)に施行された「勤労婦人福祉法」を改正・改題し、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図り、女性労働者の福祉の増進に資することを目的とする。
地対財特法 (昭和62年(1987年)4月施行)	正式名称は「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 昭和44年(1969年)に施行された同和対策事業特別措置法を引き継ぎ、歴史的・社会的な理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域の改善を図り、基本的人権の擁護、福祉の向上等に資することを目的とする。
同和対策審議会答申	昭和40年(1965年)8月11日、同和対策審議会が内閣総理大臣に提出 同和問題を国や行政の責務として位置づけ、国民的課題として、その解決のための総合的な施策の必要性を示した歴史的文書

〈ナ行〉

認知症基本法 (令和6年(2024年)1月施行)	正式名称は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」 認知症の人を含めた国民一人一人が、個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる活力ある社会の実現を目的とする。
-----------------------------	--

〈ハ行〉

犯罪被害者等基本法 (平成17年(2005年)4月施行)	犯罪被害者とその家族等の権利と利益保護を図り、犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減と国や地方公共団体が包括的な支援を行うことを目的とする。
ハンセン病	ハンセン病は、「らい病」と呼ばれ、遺伝病と信じられていた。1873年、ノルウェーの医師アルマウェル・ハンセンによって「らい菌」が発見され現在は「ハンセン病」と呼ばれている。 感染力が弱く、非常にうつりにくく、感染しても発病するのはまれである。現在では、治療法が確立されており、早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに確実に治すことができる。

用語	解説
----	----

〈ハ行〉

部落差別解消推進法 (平成28年(2016年)12月施行)	正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」 部落差別ということばのついた初の法律で、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする。
ヘイトスピーチ	宗教、民族、国籍、人種、ジェンダーなど特定の属性をもつ集団や個人を標的とし、攻撃的、または軽蔑的もしくは差別的な言説のこと
ヘイトスピーチ解消法 (平成28年(2016年)6月施行)	正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消を図り、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。
北海道ウタリ福祉対策	北海道は、昭和36年(1961年)度から国の支援の下に、生活環境の改善、住宅の整備、教育の促進などアイヌの人々の福祉向上のための諸施策を実施したが、十分な成果を上げることができなかった。昭和47年(1972年)度から実施した北海道ウタリ生活実態調査を踏まえて、昭和49年(1974年)度から引き続き国の支援を得つつ、4次にわたる総合的な福祉対策が進められた。 ウタリとは、アイヌ語で「仲間」「親戚」「一族」「同胞」「人々」の意味

〈ラ・ワ行〉

リベンジポルノ防止法 (平成26年(2014年)11月施行)	正式名称は「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」 私事性的画像記録の提供等による被害の防止を図り、個人の名誉・人格権を保護することを目的とする。
和人	昔、中国人などが日本人を呼んだ称

〈A～Z〉

AIDS	HIVに感染した結果、免疫機能が破壊されて免疫不全状態となり、カリニ肺炎やカンジタ症などの重症の日和見感染症を合併したり、カポジ肉腫や神経症状をきたす病気をAIDSという。全経過をまとめてHIV感染症と呼び、AIDSという名称は、HIV感染症の経過のうち、日和見感染症などを発病した後の状態に限定して用いられる。
------	--

用語	解説
----	----

〈A～Z〉

DV	<p>配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことで、ドメスティック・バイオレンスの頭文字を取って略したものです。</p> <p>殴る、蹴るといった身体的暴力や大声でどなる、無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力などがある。</p>
DV 防止法 (平成13年(2001年)10月施行)	<p>正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」</p> <p>配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図ることを目的とする。</p>
HIV (ヒト免疫不全ウイルス)	<p>エイズの原因となるレトロウイルスのひとつ。次々と免疫細胞を侵食して免疫機能を低下させていく。いったん感染すると体内から追い出すことは非常に困難で、エイズ-ウイルスともいわれる。</p>
LGBT 理解増進法 (令和5年(2023年)6月施行)	<p>正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」</p> <p>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、その多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。</p>
NPO	<p>ノン プロフィット オルガニゼーション Non Profit Organizationの略称</p> <p>行政や企業とは別に教育、文化、医療、福祉、国際協力など、さまざまな社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織。利益追求や分配を行わず、自主的な公益活動を行う民間組織、団体であり、法人格を持つものと持たないものがある。法人格を持つ組織・団体をNPO法人という。</p>
SNS	<p>ソーシャル ネットワーキング サービス Social Networking Serviceの略称</p> <p>登録者同士が交流できるインターネット上コミュニティサイト</p>

*注：一部の法律については複数回の改正が行われています。

參 考 資 料

参考資料 1

世 界 人 権 宣 言

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするために、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的若しくは社会的出身、財産、出生その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形

においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、住居若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。
- 2 この権利は、専ら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべてのは、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべてのは、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現を求める資格を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正

かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにある権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布
昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、國民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。

第12条 この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁する。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

参考資料 3

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行

法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の basic concept (以下「基本理念」という。) にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に

係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

参考資料 4

庄原市人権推進審議会設置条例

平成 17 年 3 月 31 日
条例第 110 号

(設置)

第1条 人権尊重のまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、庄原市人権推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 人権尊重のまちづくりの推進に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

参考資料5

庄原市人権尊重のまちづくり推進会議設置要領

平成 25 年 8 月 30 日

訓令第 19 号

改正

平成 26 年 3 月 31 日

訓令第 2 号

平成 28 年 3 月 31 日

訓令第 20 号

令和 4 年 3 月 31 日

訓令第 4 号

令和 6 年 3 月 29 日

訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 人権尊重のまちづくりに向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庄原市人権尊重のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 人権尊重のまちづくりに関する施策の総合的な推進及び調整に関すること。

(2) その他推進会議が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、別表に掲げる職にある者を構成員として組織する。

(職務)

第 4 条 推進会議は、生活福祉部長が主宰する。

2 生活福祉部長に事故があるとき又は生活福祉部長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて生活福祉部長が招集する。

2 会議は、在任構成員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 生活福祉部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(検討会議)

第 6 条 推進会議に検討会議を置く。

2 検討会議は、推進会議に付議すべき事項の調整及び特定課題を処理する。

3 検討会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 推進会議を組織する構成員が属する部（支所にあっては、関係室）の管理課長

(2) 生活福祉部長が必要と認める職員

4 検討会議は、議題に関係のある課のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、生活福祉部市民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第20号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第4号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	職名
1	総務部長
2	生活福祉部長
3	企画振興部長
4	環境建設部長
5	教育部長
6	議会事務局長
7	西城支所長
8	東城支所長
9	口和支所長
10	高野支所長
11	比和支所長
12	総領支所長
13	会計課長
14	監査委員事務局長
15	農業委員会事務局長
16	西城市民病院事務長